

➤ 記入はすべて委任者(登録される方)ご自身が記入してください。

代理人選任届

代理人	住 所
	フリガナ氏名
	生年月日

委任事項 (該当するものに✓を入れてください)

区分	<input type="checkbox"/> 印鑑登録申請	<input type="checkbox"/> 印鑑登録廃止申請
		<input type="checkbox"/> 印鑑登録証・シティカード亡失届

本人が来庁できない理由

上記の者を私の代理人に選任し、所定の権限を委任したので届けます。
令和 年 月 日

東近江市長 様

(委任者)

住 所 東近江市

氏 名

生年月日 年 月 日

登録印又は
登録しようとする印

- ※ 印鑑登録関係の場合は、登録した印鑑(実印)を押してください。
- ※ 登録できる印鑑は、印影の大きさが一辺の長さ8mm以上または25mm以下の正方形に収まるものです。
- ※ 印鑑登録には登録される印鑑、代理人の認印、代理人の身分証明書(免許証など)をご持参下さい。

代理人による印鑑登録について

印鑑登録は、ご本人の権利や財産に非常に大きく関わる手続きです。従いまして、登録手続きに際して代理人を選任して行われる場合には、ご本人の登録する意志の確認に万全を期すため、以下の手続きにより行っています。
お手数をおかけいたしますがご理解・ご了承くださいますようお願いいたします。

【ご持参いただくもの】

- ア. 代理人選任届(委任状)・・・登録者本人が自署・押印したもの
* 代理人の住所・氏名についても登録者本人が記入してください。
- イ. 登録される印鑑
(同一世帯の方が既に登録されている印鑑及びゴム印・スタンプ印類は不可)
- ウ. 代理人の認印鑑(ゴム印及びスタンプ印類は不可)
※イ. の登録される印鑑とは別の印鑑をおねがいします。
- エ. 代理人の身分証明書(免許証・健康保険証など公的機関発行のもの)

【手続きの流れ】

- ①上記4点(代理人選任届・登録印・代理人の認印及び身分証明書)を持参いただき、仮登録を行います。
- ②本人宛に文書を送付し、本人の自署・押印により登録の意志の確認を行います。
※文書は簡易書留で送付いたします。
- ③②の文書と登録印を持参いただき、本登録手続きを行い、シティカード(印鑑登録証)を発行します。
※この③の手続きを代理人により行われる場合は、送付した文書(②の文書)の委任状欄に必要事項を記入したのち、代理人に文書と登録印をお渡しください。

このとき代理人は下記5点のものを必ずご持参ください。

- 1 本人の記入した文書(②の文書)
- 2 登録する印鑑
- 3 代理人の認印
(先の仮登録時と同一の代理人が来庁される場合は、仮登録申請時と同一の印鑑)
- 4 代理人の身分証明書(免許証・健康保険証など公的機関発行のもの)
- 5 本人の身分証明書(免許証・健康保険証など公的機関発行のもの コピー可)